

答 申

1 審査会の結論

諮問第134号案件「審査請求人に関する住民票の申請書及び戸籍証明の申請書」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、令和3年11月10日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「私の住民票、戸籍の申請書」の個人情報等開示請求（令和3年度受付第39号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和3年8月19日付で行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、非開示部分の開示を求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 請求人は〇〇。〇〇は弁護士を雇い、〇〇請求人の住民票及び戸籍謄本の交付を申請し、その交付を受けた。このことにより、〇〇。〇〇のために非開示部分が開示されるべきである。
- ② 本件請求の職務上請求における住民票及び戸籍謄本請求は虚実記載による不正な請求である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁は、非開示とした本件審査請求に係る部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、条例第21条4号に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、口頭及び弁明書による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第21条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、同条の規定は開示請求時の保有個人情報等の原則開示を求めている。
- (2) 一方、条例第21条第4号は、例外的に非開示となる情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって開示することにより、

当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。また、同号ただし書では、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」と規定している。

(3) そして、同条第4号の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、①法人等又は事業を営む個人の有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるもの等であると解されている。

(4) 弁護士からの職務上請求による住民票の写し等の交付は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3に定められており、同条第2項は、「市町村長は、前2条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。」と規定している。また、同条第3項における特定事務受任者とは、「弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）」と規定されている。

これらの特定事務受任者が住民票の写し等の交付を申し出る場合、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票及び除票の写し等の交付に関する省令第11条第2号において、特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。）を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類（以下「職務上請求書」という。）に特定事務受任者の職印が押されたものによって申し出るか、市町村長がこれに準ずるものとして適当と認める方法で行うとされている。なお、住民基本台帳法第12条の3第4項第5号では、申出の際に、特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類（当該事件等が裁判事件等でない場合は依頼者の氏名等も）を明らかにしなくてはならないとされ、職務上請求書に

記載項目が設けられている。

- (5) 次に、弁護士からの職務上請求による戸籍謄本等の交付は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2に定められており、同条第3項は「第1項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第1項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。」と規定している。また、同条第4項は「第1項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。」と規定している。また、同項第1号は「弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の6第1項各号に規定する代理業務を除く。）」と規定している。また、同条第5項は「第1項及び第3項の規定にかかわらず、弁護士は、刑事に関する事件における弁護人としての業務、少年の保護事件若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第3条に規定する処遇事件における付添人としての業務、逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐人としての業務、人身保護法（昭和23年法律第199号）第14条第2項の規定により裁判所が選任した代理人としての業務、人事訴訟法（平成15年法律第109号）第13条第2項及び第3項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務又は民事訴訟法（平成8年法律第109号）第35条第1項に規定する特別代理人としての業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、弁護士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。」と規定している。
- (6) 本件では、本件請求は特定事務受任者である弁護士から実施機関に対し、受任している事件又は事務の依頼者が正当な請求事由により住民票の写しが必要である旨が記載された職務上請求書により住民票の写しの交付の申出が郵送で行われた。実施機関は、当該職務上請求書を審査した際に、未記入である箇所があったため、当該申出の任に当たっている者へ架電し、「請求の種類」は「住民票1通」、「請求に係る者の氏名」は「請求人の世帯全部」であ

ると確認を行ったうえで、当該申出の任に当たっている者が本人であることの確認を行い、当該申出を相当と認め、当該特定事務受任者に当該住民票の写しを交付したものである。

また、戸籍謄本を必要とする職務上請求書により戸籍謄本の交付請求がなされ、実施機関は当該申出及び請求の任に当たっている者が弁護士であること、申出及び請求を相当と認め、当該弁護士に戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）を交付したものである。

本件処分において非開示とした、住民票の写し等職務上請求書の「利用目的の内容」欄及び戸籍謄本等職務上請求書の「事件の種類、代理手続きの種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄は、損害賠償請求その他種々の事件名等の記載が想定される欄であり、これらの情報を開示した場合、訴訟を提起する前の時点で訴訟を予定している案件の名称等が当該訴訟の相手方の知るところになれば、当該事件に係る弁護士業務の遂行に支障をきたすおそれがあることから、当該欄に記載されている情報は条例第21条第4号の非開示情報に該当する。

- (7) 次に、請求人が主張する、「〇〇」いることや、「〇〇弁護士を雇い」等の主張については、実施機関としては不知である。それらの主張をもって、弁護士が不当な請求を行うおそれがあるとするには根拠が不十分であり、一般に弁護士は弁護士法に基づいて誠実にその職務を行うと考えられ、例外的に開示できる情報として規定している条例第21条第4号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。
- (8) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「私の住民票、戸籍の請求書」との記載があり、実施機関は、住民票及び戸籍に関する請求書等の計5件を対象文書としている。審査請求書によると、請求人は一部開示決定通知書別紙の1(1)「住民票の写し等職務上請求書(令和2年7月7日收受)」及び(3)「戸籍謄本等職務上請求書(令和2年8月21日收受)」に関する非開示部分のすべてを開示することを求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、「住民票の写し等職務上請求書(令和2年7月7日收受)」及び「戸籍謄本等職務上請求書(令和2年8月21日收受)」と認められる。

##### (2) 条例第21条第4号の該当性について

本件審査請求対象文書である「住民票の写し等職務上請求書(令和2年7月7日收受)」及び「戸籍謄本等職務上請求書(令和2年8月21日收受)」に関して、当該交付請求は、住民基本台帳法第12条の3第2項及び戸籍法第10条の3第1

項の規定に基づき、適正に請求されたものと認められる。

そして、条例第21条第4号は、開示請求に係る保有個人情報等に「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合には、「法人情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている規定である。

また、同号ただし書では、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」と規定している。

これを本件についてみると、本件審査請求対象文書のうち、本件非開示部分は、住民票の写し等職務上請求書の「利用目的の内容」欄及び戸籍謄本等職務上請求書の「事件の種類、代理手続きの種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄の記載の部分である。これらは、損害賠償請求その他種々の事件名等の記載が想定される欄であり、これらの情報を開示した場合、訴訟を提起する前の時点で訴訟を予定している案件の名称等が当該訴訟の相手方等の第三者の知るところになれば、当該事件に係る弁護士業務の遂行に支障をきたすおそれがあることから、当該欄に記載されている情報は条例第21条第4号の非開示情報に該当すると認められる。

さらに、本件非開示部分は、条例第21条第4号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

よって、本件審査請求に係る保有個人情報を非開示とする判断は、妥当である。

なお、本件事案の特殊性に鑑み、審査会としての意見を以下に付すこととする。本件は、弁護士による職務上請求により、請求人の住民票の写し及び戸籍謄本が取得された事例である。本制度は、依頼人の求めに応じてその紛争解決等のため、弁護士が法令に基づいて当該文書を取得するものである。そして、その「利用目的」については、条例第21条第4号に該当することから、条例に基づく開示が原則として認められず、その例外的開示（同条同号ただし書イ、ロ及びハ）についても、本件では、当該個人情報（利用目的）の開示と条例が定める請求人の利益に密接不可分の関係を見いだすことができないため、本答申は、本件処分を妥当としている。

職務上請求によるこれらの文書取得については、全国的に不正取得の事例が生じていることから、虚偽の理由による請求が裁判所の判決等により明らかになった場合には、不正取得された文書に記載された本人宛に当該事実を通知し、本人から請求があれば、第三者の利益を侵害しない限り、例外的に請求に係る保有個人情報を開示することができるとする事務取扱をしている自治体が増加している。しかしながら、本件のように審査請求における請求人の提出文書等により不正取得の可能性が相当程度推認される場合であっても、当審査会は、捜査権限や裁判所と同等の事実認定に関する権限を有しないため、学説上議論はあるものの例外的開示を認めることはできないと考えられる。なぜなら、この点について、立法による解決が期待されるが、それが実現されていない現在、現行法上は、そのような事例において

例外的運用を認めることにより個人情報保護法制全体から見た歪みが生じる可能性がないわけではないからである。

したがって、現行法上、請求人は、当該情報（利用目的）の取得について、当区個人情報保護制度により求めるのではなく、民事訴訟法等の本来活用すべき制度内において求めるべきであると考えている。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

## 5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和4年10月26日	世田谷区長から諮問を受けた。 (諮問第134号)
令和5年2月28日	(令和4年度第10回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和5年5月24日	(令和5年度第2回審査会) ・請求人から意見の陳述を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年6月20日	(令和5年度3回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年7月19日	(令和5年度第4回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年10月3日	(答申第134号) 世田谷区長に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁  
副会長 大林 啓吾  
委員 石田 若菜  
委員 白石 裕美子  
委員 松村 武志